

# 第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

## 第5部 第1 地域福祉の推進

### I 基本的な考え方

#### ● これまでの取り組みと課題

少子高齢化の進展、核家族化、世帯・家族規模の縮小は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加という形で現れ、子育て家庭を含めた家族のセーフティーネット機能の縮小につながっているといえます。また、「無縁社会」というメディアの表現に象徴されるように、地域における人と人とのつながりの希薄化や雇用のあり方の変化などにより、地域社会（コミュニティ）において高齢者の所在不明問題や子ども等への虐待など、高齢者等の暮らしや子育てにもさまざまな課題が生じています。このように地域における高齢者や子育て家庭の孤立化に起因した事象が顕在化するなかで、地域で暮らす人々が、お互いに助け合える関係を築き、温もりのある地域社会を実現する「コミュニティ創生」に向けた仕組みづくりが求められています。

そこで、市は「コミュニティ創生」の取り組みとして、地域における「新たな支え合い（共助）」の仕組みである「地域ケアネットワーク」の推進に取り組んできました。平成 22 年度までに、井の頭地区、新川中原地区、西部地区及び東部地区の市内4か所で地域ケアネットワークを設立し、それぞれの活動支援を行っています。また、地域福祉活動を推進する担い手として、傾聴ボランティア、認知症サポーター、地域福祉ファシリテーター（注1）などの福祉人財を養成するとともに、その活動を支援しています。

今後は、市内7住区すべてに地域ケアネットワークを設立し、その活動を支援していくことや、災害時に高齢者や障がい者などの安否確認や避難支援を行うための地域サポートシステム（災害時要援護者支援事業）を確立し、支援を行うことが課題です。

（注1）地域福祉ファシリテーター：地域の福祉課題の発見と解決の手法や、地域で新しい交流を広げようとするときに必要な知識を学び、地域の福祉課題解決に向けた地域住民の様々な活動が広がるように、黒衣（くろこ）的な役割を担う地域福祉の推進者のことをいいます。

#### ● 施策の方向

地域においてすべての市民が共に支え合い、地域社会に生きる一員として安心して生活を営み、いきいきと活動ができるまちづくりをめざし、すべての市民が個人として尊重されることを基本に、「市民の自立への努力（自助）」「地域における支え合いの仕組みにより展開される福祉活動（共助）」及び「市民の自立支援への市の健康福祉施策（公助）」が相互に連携して推進されることにより、「高福祉のまち」の実現に向けた取り組みを推進します。「コミュニティ創生」の取り組みの1つとして、市民、関係機関、事業者等と市が協働してコミュニティ住区等に基礎をおいた支え合いの仕組み（地域ケアネットワークや災害時要援護者支援事業等）の拡充を図るとともに、保健・医療・福祉の連携や福祉人財の養成を進め、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」をめざします。

### II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成 22 年)	前期目標値 (平成 26 年)	中期目標値 (平成 30 年)	目標値 (平成 34 年)
福祉ボランティアの参加者数	18,310 人	22,300 人	23,500 人	24,600 人
地域ケアネットワークの設立住区数	4 住区	7 住区	充実	充実

支え合う福祉の目安となる指標です。各地域ケアネットワークや社会福祉協議会等を中心とする活動状況（延べ人数、社会福祉協議会等登録・連携のボランティア団体や NPO 法人）を把握し、ボランティアや活動団体の自主性を尊重しつつ、「共に生きる社会づくり」をめざすとともに、その仕組みづくりに努めます。

### Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

- 市民、事業者・関係団体等の役割
  - ・市民・福祉団体・福祉施設関係者は、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくために、さまざまな課題の解決に向けて、個人やその家族の努力や住民同士が力を合わせる助け合い、支え合い、公的サービスの連携のもとで、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせ、地域福祉を推進します。
- 市の役割
  - ・市は、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくるとともにその活動を支援します。また、地域福祉活動の担い手となる福祉人財の養成とその活動を支援します。

### Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

#### 1 条例・計画等の策定と推進

(1)健康福祉総合条例に基づく取り組みの推進	①健康福祉総合条例の改正の検討
(2)「健康福祉総合計画2022(仮称)」の策定と推進	◎ ①「健康福祉総合計画2022(仮称)」の策定と推進

#### 2 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

(1)「コミュニティ創生」のあり方に関する研究	◎ ①コミュニティ創生のあり方に関する調査・研究と新たな事業の展開の推進 (「第8部-第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進」参照)
(2)「支え合い」の仕組みづくり	◎ ①地域ケア推進事業の全市展開
	◎ ②災害時要援護者支援事業の推進
	◎ ③買物環境の整備 (「第2部-第4 商業環境の整備」参照)
	※ ④地域交流、世代間交流の推進
(3)福祉人財の育成	◎ ①福祉人財の養成と活動支援
(4)ボランティア活動の推進	◎ ①第二分庁舎(ボランティアセンター)の建替え (「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照)
	※ ②ボランティア活動の推進

#### 3 安心して暮らせる地域づくり

(1)バリアフリーのまちづくりの推進	◎ ①バリアフリーのまちづくりの推進 (「第3部-第3 住環境の改善」参照)
	※ ②バリアフリーガイドの充実
	③すべての市民に利用しやすいユニバーサルデザイン(注2)の研究と推進
(2)心のバリアフリーの推進	※ ①心のバリアフリーの推進に関する啓発・広報活動の充実
	②高齢者・障がい者と市民との交流
(3)利用しやすい移動手段の確保	①福祉有償運送事業者への支援
	②移動サービス、リフト付きタクシーへの支援
(4)住宅の整備促進	①高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進
	②高齢者・障がい者住宅改修助成事業の推進

#### 4 福祉を支える環境整備

(1)保健・福祉施設の拠点整備	◎ ①新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備と活用
(2)利用者の利便性の向上と情報提供の充実	※ ①権利擁護センターみたかの運営の充実
	※ ②福祉総合案内の充実
	③苦情・相談体制の整備
	④わかりやすい情報提供の充実
(3)サービスの質の向上	※ ①第三者評価事業の推進と支援

#### 5 市民墓地・市民葬祭場の設置検討

(1)市民墓地・市民葬祭場の設置検討	①市民墓地・市民葬祭場の設置検討
--------------------	------------------

#### 6 推進体制の整備

(1)保健・医療・福祉の連携	◎ ①保健・医療・福祉の連携 (「第5部-第5 健康づくりの推進」参照)
(2)関係団体等との連携	※ ①関係団体等との連携による施策の充実

(注2)ユニバーサルデザイン:バリアフリーは、障がいのある人の生活に及ぼす障害を取り除くことをめざしているのに対し、ユニバーサルデザインは障がいのある人を特別に対象とするのではなく、すべての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインをめざすものです。

### V 主要事業

#### 1-(2)-①「健康福祉総合計画 2022(仮称)」の策定と推進

「健康福祉総合計画 2022(仮称)」を策定し、高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民の健康と福祉に関する施策を推進します。計画の策定及び改定にあたっては、幅広い市民参加を図りながら検討を進めます。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期(27~30)	後期(31~34)
		23	24	25	26		
「健康福祉総合計画 2022(仮称)」の策定と推進	策定、推進	策定	推進	→	→	見直し、推進	→

#### 2-(2)-① 地域ケア推進事業の全市展開

7つのコミュニティ住区において、地域住民、福祉団体、関連機関、ボランティア等が連携して活動する「地域ケアネットワーク」の設立に取り組み、地域ケア推進事業の全市展開を進めます。既存の地域ケアネットワークについては、居場所づくりや相談、見守り・支え合い事業など、「コミュニティ創生」の取り組みの1つとして新たな支え合いの仕組みづくりのための活動の展開を支援します。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期(27~30)	後期(31~34)
		23	24	25	26		
地域ケア推進事業の全市展開	事業の拡充と支援の拡充	支援	5住区	6住区	7住区	充実	→

#### 2-(2)-② 災害時要援護者支援事業の推進

「コミュニティ創生」の取り組みの1つとして、災害時において高齢者や障がい者等の安否確認や避難支援等を行うための地域サポートシステムを確立するために、町会・自治会など小地域での市民相互の支え合いを基本とした(要援護者)本人同意方式による災害時要援護者の情報収集と支援プランの作成などの事業を推進します。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
災害時要援護者支援事業の推進	推進	推進					→

2-(3)-① 福祉人財の養成と活動支援

傾聴ボランティア、認知症サポーター、地域福祉ファシリテーターなど、地域福祉活動を推進する担い手の養成について、社会福祉協議会や三鷹ネットワーク大学推進機構等とも連携しながら取り組むとともに、福祉人財の活動を支援します。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
福祉人財の養成と活動支援	協働による福祉の人財育成	活人動財支養援成					→

4-(1)-① 新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備と活用

現在の福祉会館、総合保健センター、北野ハピネスセンター(幼児部門)等の保健・福祉施設が新川防災公園・多機能複合施設(仮称)に集約されることに伴い、市民ニーズに合った機能の充実を図るとともに、多様なサービスを提供できるよう、今後の活用方法について検討します。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備と活用	機能の充実		活用方法の検討			→ 移転機能充実	機能充実

**VI 推進事業**

2-(2)-④ 地域交流、世代間交流の推進

コミュニティ住区、学校、ボランティア団体、NPO法人、高齢者施設・障がい者施設等の福祉施設、その他福祉関係団体との連携や協力のもとに地域交流・世代間の交流を促進し、地域の中で支え合う環境づくりに努めます。

2-(4)-② ボランティア活動の推進

多様化する福祉サービスに応えるため、社会福祉協議会(ボランティアセンター)やボランティア活動等の市民活動を行う団体への活動支援の充実を図るとともに、寄付文化の醸成に努めます。

3-(1)-② バリアフリーガイドの充実

高齢者や障がい者等の移動や外出を支援するため、三鷹地域の公共施設等を対象としたトイレ・スロープ・エレベーターの設置などのバリアフリー対応状況を市民に提供できるよう、ウェブサイト上のバリアフリーガイドを毎年度見直し、充実を図ります。

3-(2)-① 心のバリアフリーの推進に関する啓発・広報活動の充実

心のバリアフリーを推進するために、あらゆる機会や場において、啓発・広報活動の充実を図ります。また、障がい当事者等と児童・生徒、市民との交流の機会提供等も実施します。

#### 4-(2)-① 権利擁護センターみたかの運営の充実

知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者などの市民が地域で自立し、サービスを選択して生活するための支援として、社会福祉協議会とも連携して、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応などの専門相談等を行う、権利擁護センターみたかの運営の充実を図ります。

---

#### 4-(2)-② 福祉総合案内の充実

福祉総合案内の機能を強化するとともに、高齢分野や障がい分野などの福祉、保健・医療など、関係各課、関係機関等とが横断的な連携を充実しながら相談体制の強化とネットワーク化を推進します。

---

#### 4-(3)-① 第三者評価事業の推進と支援

福祉サービスの第三者機関による評価事業を推進するとともに、評価結果を公表し、良質なサービス提供の仕組みを充実します。

---

#### 6-(2)-① 関係団体等との連携による施策の充実

社会福祉協議会、社会福祉事業団をはじめとする社会福祉法人等の関係団体等や、民生・児童委員をはじめ、NPO 法人やボランティア団体など地域に密着した活動を行う団体、具体的にはほのぼのネット活動（小地域福祉ネットワーク活動）等との連携を強化することにより、福祉施策の充実を図ります。

## **Ⅶ 関連個別計画**

健康福祉総合計画 2022(仮称)